

個人住民税課税誤りによる令和8年度介護保険料、国民健康保険料への影響について

令和8年6月17日に発表した、令和8年度の個人市民税・県民税・森林環境税（以下「個人住民税」という）の課税誤りにより、令和8年度介護保険料および国民健康保険料への影響を調査した結果、保険料の算定に誤りが生じていること、および保険料の納付方法にも影響が生じることが判明しましたので、お知らせします。

このたびは、市民の皆さまにご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

1 事案の概要

令和8年度の個人住民税の算定に誤りがあり、収入金額等が過大となっていたことを受け、当該情報を基に算定される介護保険料および国民健康保険料への影響を調査した結果、保険料が過大に算定されていました。これにより、誤った金額で保険料決定通知書を発送していたほか、保険料の納付方法に影響が出ることが判明しました。

2 判明の経緯

- | | |
|----------|---|
| 6月10日（水） | 個人住民税の納税通知書を発送 |
| 15日（月） | 介護保険料および国民健康保険料の決定通知書を発送 |
| 同日 | 個人住民税に関する問い合わせが市民から複数寄せられたため、確認したところ、個人住民税の課税誤りが判明
※以降、介護保険料および国民健康保険料に係る影響調査を開始 |

3 原因

西部市税事務所市民税課による個人住民税の算定において、令和8年度の年金に係る収入金額等を過大に入力したことによるものです。

介護保険料および国民健康保険料は、当該情報を基に算出しているため、その影響により保険料に誤りが生じることとなりました。

4 影響範囲

(1) 保険料額への影響

ア 介護保険料

過大に算定された方	137人（花見川区53人、稲毛区45人、美浜区39人）
過大に算定された保険料額（本来の額との差額）の合計	約299万円
1人当たり平均	約22,000円

イ 国民健康保険料

過大に算定された方	33人（花見川区14人、稲毛区6人、美浜区13人）
過大に算定された保険料額（本来の額との差額）の合計	約367万円
1人当たり平均	約111,000円

<参考>

うち、介護保険料・国民健康保険料の双方に影響があった方 23人

(2) 納付方法への影響

年金からの特別徴収（年金天引き）により保険料を納付している方について、今後正しい算定結果に基づき、保険料額が変更されることに伴い、特別徴収が停止され、納付書や口座振替によりご本人が納付を行う方法に変更される事象が生じる。

5 今後の対応

決定通知書に記載の保険料額が過大なものとなっている被保険者の方々に対し、7月上旬を目途に、お詫び文とともに保険料額を修正した決定通知書および納付書を発送する予定です。

また、納付方法等については、市民の皆さまへの不利益が最小限となるよう、可能な限り配慮して対応してまいります。

問い合わせ先

【国民健康保険に関すること】

保健福祉局医療衛生部健康保険課 電話 2 4 5 - 5 1 4 2

【介護保険に関すること】

保健福祉局高齢障害部介護保険管理課 電話 2 4 5 - 5 0 6 3